

# 保育所等には、 心配のある子供の 報告義務があります

## ●保育所等の対応へのご理解をお願いいたします

保育所等は、下記のような子供や家庭の様子に気付いた際は、区の子ども家庭支援センターに 報告する義務があります。  
(※緊急対応が必要な場合は110番に連絡します)

- 不自然な傷や打撲の跡がある
- 衣類や身体がいつも汚れている
- 食事を与えられていない可能性がある
- 小さい子供を家に置いたまま外出している
- 子供がケガや病気をしてても医師にみせない など

## ●子ども家庭支援センターで、訪問や必要な支援を行います

保育所等からの報告を受けた場合、子ども家庭支援センターの相談員が、お子様やご家庭の困りごとをお伺いするため、「お子様からお話を聞く」「ご家庭へ電話連絡・訪問等を実施する」などの対応をさせていただくことがあります。

お子様の状況を確認し、保育所等と連携しながら、ご家庭に必要な支援を検討・実施いたします。

・子ども家庭支援センター  
・保育課  
・学務課

TEL 5824-2571  
TEL 5246-1692  
TEL 5246-1414

子ども家庭支援センターでは、子育ての悩みや不安等の相談をお受けしています。  
お気軽にご連絡ください。